三重県子ども条例

令和5年12月20日(水)三重県子ども・福祉部

①「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) と「三重県子ども条例」

子どもの権利のあゆみ

1948年 「世界人権宣言」採択

1959年 「児童の権利に関する宣言」採択

1978年 「児童の権利に関する条約」の草案

1979年 国際児童年

1989年 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条

<u>約)」採択</u>

1994年 日本が「子どもの権利条約」を批准

子どもの権利条約 4つの原則

- ①命を守られ成長できること
- ②子どもにとって最もよいこと
- ③意見を表明し参加できること
- 4差別のないこと

出典:子どもの権利条約カードブック(ユニセフ)

子どもの権利条約 4つの柱

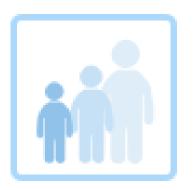
①生きる権利



③守られる権利



②育つ権利



4参加する権利



三重県子ども条例制定のきっかけ

≪背景≫

- ・少子高齢化、ライフスタイルの変化、経済情勢の悪化など社会環境の変化
 - ⇒家庭や地域の子育て力の低下
 - ⇒子どもの育ちへの影響や子どもにかかわるさまざまな問題が顕在化 (いじめや不登校といった悩みを抱えた子どもの増加)

≪平成20年4月 こども局の設置≫

- ・以前から実施していた「子育て支援」のほか、子ども自身の力を伸ばし、健やかな育ちを 支える「子育ち支援」を新たに基本的な視点に加え、子ども施策を総合的に推進
 - ⇒こども会議、子どもの意見を政策に反映させる取組

≪平成23年4月 子ども条例の制定≫

・「子育ち支援」の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばす、支えるという 思いを社会全体で共有

子育ちを支える地域社会づくりの推進

②三重県子ども条例について

三重県子ども条例 (概要)

前文

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進め、子どもの権利が尊重される社会を実現する

基本理念(第3条)

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- 子どもの力を信頼すること

各主体の役割

保護者(第5条)

- ・子どもを大切に育てる責務を有す ることを認識すること
- ・子どもが力を発揮して育つことが できるよう努めること

県民等(第8条)

・子どもが豊かに育つことのできる 地域社会づくりに関心を持ち、理解 を深めることで、子どもの育ちを見 守り支えるよう努めること

学校関係者等(第6条)

- ・子どもの安全の確保
- ・子どもが安心して学び育つことが できる環境づくりに努めること

事業者(第7条)

- ・子どもを豊かに育てるために必要 な雇用環境の整備に努めること
- ・地域において子どもの育ちを見守 り支える取組の推進に努めること

県

市町(第9条)

・子どもの育ちを見守り支える 施策の推進に努めること

県が行うこと

三重県子ども条例 (前文)

(第一段落)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。 そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための 権利がある。 子どもの権利条約 4つの柱

それは、安心して生きること、虚待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。

子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育 つことができるよう子どもの権利が守られなければな らない。

(第二段落)

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、 子どもは自分が受け止められ、認められていると実感 することで自己肯定感を高めることができる。

また、子どもは、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。

そのために、人と人とが強い絆で結ばれた地域社会 を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つこと ができる社会へと向かうことが求められている。

(第三段落)

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。

そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

基本理念(第3条)

子どもが豊かに育つことができる地域社会 づくりは、次に掲げる事項を基本理念として 行わなければならない。

- ① 子どもを権利の主体として尊重すること。
- ② 子どもの最善の利益を尊重すること。
- ③子どもの力を信頼すること。

各主体の役割(第4条~10条)

学校関係者等

- ・子どもの安全の確保
- ・子どもが安心して学び、 育つ環境づくり

保護者

- ・子どもを大切に育てること
- ・子どもが力を発揮して育つ よう努めること

連携・協働

事業者

- ・子どもの育ちに配慮した 雇用環境の整備
- ・地域活動などをとおして 子どもの育ちを支えること

県民等

・子どもが豊かに育つことの できる地域社会づくりに関 心を持ち、理解を深めること

県

市町

- ・子どもの育ちを支える施策 の推進に努めること
- ・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり に関する施策の策定、実施
- ・各主体が連携、協働して行う取組への支援

施策の基本となる事項

(第11条)

県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

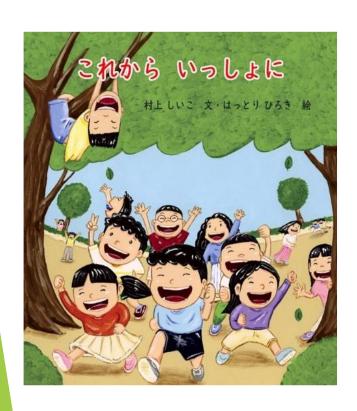
施策の基本となる事項

(第11条)

 子どもの権利について、 子ども自身が知り、及び 学ぶ機会並びに県民が学 ぶ機会を提供すること。

①子どもの権利について学ぶ機会の提供等

子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう、「子どもの権利ワークシート」、「デジタル絵本」を 作成のうえ、学校での授業にご活用いただけるよう提供。



デジタル絵本(表紙)

子どもの権利ワークシート

子どもの権利について学んだうえで、 生活の中で実際に権利が守られている かをチェックできるワークシート

デジタル絵本 (DVD)

楽しく子どもの権利について学び、 人権感覚を身につけることができる、 デジタル絵本(朗読や効果音入り)

主な取組②

①子どもの権利について学ぶ機会の提供等

新しく児童養護施設に入所する子どもや里親等に委託される子ども向けに、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるよう、「子どもの権利ノート」を配布。

不安

これからどんな生活を送るのか 自分の意見を言ってもいいのか・・・





子どもの権利ノートを配付

施設や里親等の元での生活が どのようなものかを知ること ができる! 自分が持つ権利について知る ことができる!

施策の基本となる事項

(第11条)

② 子どもに係る施策に関して、 子どもが意見を表明する機会 を設け、参加を促すとともに、 子どもの意見を尊重すること。

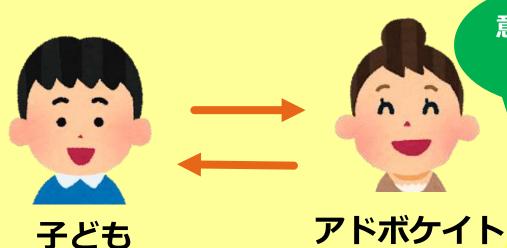
②子どもが意見表明する機会の設定等

「子どもアドボカシー」とは?

立場が弱い子どもの声を聞き、子どもの立場に立って、子どもの思いを代弁すること

三重県

児童養護施設や一時保護所等に 入所している子どもたちの意見 表明をサポートする支援員(ア ドボケイト)を派遣



意見表明 の支援

親など

児童養護施設や一時保護所等に 入所中の児童を対象に、アドボ ケイト派遣に取り組み、権利に ついてのワークショップやアド ボケイトの紹介、希望する子ど もへの個別面談や意見表明の支 援など、子どもの要望に応じた 支援を行う。

児童相談所

子どもにとっての最善の利益を検討



児童相談所・施設など

施策の基本となる事項

(第11条)

③ 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、 主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

③子どもが主体的に取り組むさまざまな 活動の支援

地域の企業(「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員)と近隣の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等に呼び掛けて、子どもの会社見学「オシゴトチャレンジ ミエ

キッズ」を実施。



令和4年度:10件実施

子どもたちに学びや体験の機会を提供



株式会社伊勢福×神宮五十鈴川幼稚園

③子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

主な取組②

子どもが主役!みえこどもの城「キッズスタッフ」

県内の小学3年生から6年生までを対象に、「キッズスタッフ」事業を 実施。子どもたちがイベントを企画し、運営し、参加する、子どもが主役 の取組です。



みえこどもの城によるこどもの意見を受け止める 取組「こども 1 0 0 0 ボイス」にも参画



子どもに突撃 アンケート





集めた意見を みんなで話し合い



(キッズスタッフの保護者の声)

- ・勇気をもって話しかけることで楽しい時間を作ることが出来ることを学ばせてもらったみたいです。
- ・1期から参加し、キッズスタッフが自分の居場所になったようです。

施策の基本となる事項

(第11条)

④ 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

④子どもの育ちを支える人材育成、 環境整備

主な取組①

令和5年度

○保育現場に従事する保育士の処遇改善や資質の向上のため、研修分野を拡大し、インターネットを活用したe-ラーニング形式にてキャリアアップ研修を実施。

(定員: 令和4年度 7分野・3,500人→令和5年度 8分野・4,000人)

○放課後児童クラブの運営に携わる放課後児童支援員 として必要な知識や技能の習得等のため、e-ラーニン グ形式にて認定資格研修を実施。

(定員: 令和4年度 500人→令和5年度 500人)

④子どもの育ちを支える人材育成、 環境整備

主な取組②

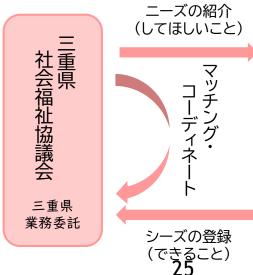
「子どもの居場所」の"ニーズ"(してほしいこと)と、「子どもの居場所」を支援したいと考える企業や団体などの"シーズ"(できること)を見える化し、双方をマッチング・コーディネートすることで、子どもの居場所の活動を支援。

令和5年7月~ ニーズ・シーズ登録開始

県社会福祉協議会 委託事業

子どもの居場所





支援したい企業・団体子どもの居場所を

【令和5年度実績】 ニーズの登録 38件

シーズの登録 14件

マッチング実施 14件 (うち8件が成立)

子ども条例に基づく取組(第12条、第13条)



第12条 子ども相談窓口の設置

⇒こどもほっとダイヤル(子ども専用相談電話)

フリーダイヤル

相談時間:年末年始を除く毎日 13:00~21:00

相談件数:910件(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

第13条 子どもの育ちについて県民の理解を深める ための広報・啓発

> ⇒みえの親スマイルワーク、みえ出前トーク 等の場で広報・啓発

子ども条例に基づく取組

(第14条)

第14条 子どもの生活に関する意識・実態等条例推進 に必要な事項の調査



令和5年度

「みえの子ども白書」をまとめたうえで、 子ども条例の見直し等

子ども条例の改正に向けて

(現状と課題)

- 1 困難を抱える子どもの増加
 - ・いじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数が 過去最多
 - ・子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題の 顕在化
- 2 コロナ禍による子どもへの影響
 - ・友人との関わりや地域活動を含めた体験機会の減少
 - ・抑うつ傾向など心身へのさまざまな影響
- 3 こども基本法にもとづく取組
 - ・こども施策へのこども等の意見の反映

条例改正のスケジュール(案)

令和6年5月 条例検討会議

(※令和6年度中に7回程度開催予定)

令和6年6月 条例骨子案について議会へ説明

令和6年7月 こども会議(1回目)

令和6年10月 条例中間案について議会へ説明

令和6年10月 パブリックコメントの実施

令和6年10月 こども会議(2回目)

令和6年12月 条例最終案について議会へ説明

令和7年2月 議案提出